議案第６６号

羽生市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２３条第１項の規定に基づき、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、市長が管理し、及び執行することとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際本則に掲げる事務に係る法令、条例又は教育委員会規則（以下「法令等」という。）の規定により羽生市教育委員会がした処分その他の行為のうち現にその効力を有するもので、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長のした処分その他の行為とみなす。

３　施行日前に本則に掲げる事務に係る法令等の規定により羽生市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（羽生市スポーツ推進審議会設置条例の一部改正）

４　羽生市スポーツ推進審議会設置条例（平成２４年条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（所掌事務） 第２条　審議会は、法第３５条に規定するもののほか、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議する。 （１）～（８）　（略） ２　審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。	（所掌事務） 第２条　審議会は、法第３５条に規定するもののほか、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議する。 （１）～（８）　（略） ２　審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。
（組織） 第３条　（略） ２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （１）～（４）　（略）	（組織） 第３条　（略） ２　委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。 （１）～（４）　（略）
（庶務） 第７条　審議会の庶務は、健康福祉部健康スポーツ課において処理する。	（庶務） 第７条　審議会の庶務は、教育委員会生涯学習部スポーツ振興課において処理する。
（委任） 第８条　この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。	（委任） 第８条　この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（羽生市体育館条例の一部改正）

５　羽生市体育館条例（昭和５４年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

（１）　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

（２）　改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

（３）　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改　正　後	改　正　前
（管理） 第３条　体育館は、市長が管理する。	（管理） 第３条　体育館は、羽生市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。
（使用の許可） 第５条　体育館を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。	（使用の許可） 第５条　体育館を使用しようとする者は、あらかじめ、委員会の許可を受けなければならない。
（使用の制限等） 第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。 （１）～（３）　（略） ２　市長は、使用の許可をする場合においては、施設等の管理上必要な条件を付することができる。	（使用の制限等） 第９条　委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を許可しない。 （１）～（３）　（略） ２　委員会は、使用の許可をする場合においては、施設等の管理上必要な条件を付することができる。
（使用許可の取消し等） 第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。 （１）～（３）　（略） ２　市長は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項に規定する処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。	（使用許可の取消し等） 第１０条　委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。 （１）～（３）　（略） ２　委員会は、使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により同項に規定する処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。
（目的外使用） 第１１条　市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２３８条の４第７項の規定により、体育館の一部を目的外に使用させることができる。	（目的外使用） 第１１条　委員会は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２３８条の４第７項の規定により、体育館の一部を目的外に使用させることができる。

２・３　（略）	２・３　（略）
（特別の設備）	（特別の設備）
第１３条　使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。	第１３条　使用者は、施設等に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、委員会の許可を受けなければならない。
（原状回復の義務）	（原状回復の義務）
第１４条　（略）	第１４条　（略）
２　使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長においてこれを執行し、これに要した経費は、使用者の負担とする。	２　使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、これに要した経費は、使用者の負担とする。
（指定管理者による管理）	（指定管理者による管理）
第１６条　市長は、法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、体育館の管理を行わせることができる。	第１６条　委員会は、法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に、体育館の管理を行わせることができる。
（指定管理者が行う業務の範囲）	（指定管理者が行う業務の範囲）
第１８条　指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）は、次のとおりとする。	第１８条　指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）は、次のとおりとする。
（１）～（４）　（略）	（１）～（４）　（略）
（５）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務	（５）　前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める業務
２　指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合にあっては、第３条、第５条、第９条から第１１条まで、第１３条及び第１４条の規定を準用する。この場合において、第３条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第５条、第９条、第１０条第１項、第１３条及び第１４条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第１０条第２項中「市長」とあるのは「市長又は指定管理者」と、第１１条中「市長は」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と読み替えるものとする。	２　指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合にあっては、第３条、第５条、第９条から第１１条まで、第１３条及び第１４条の規定を準用する。この場合において、第３条中「羽生市教育委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「指定管理者」と、第５条、第９条、第１０条第１項、第１３条及び第１４条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第１０条第２項中「委員会」とあるのは「委員会又は指定管理者」と、第１１条中「委員会は」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ委員会の承認を得て」と読み替えるものとする。
（委任）	（委任）

第２１条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。	第２１条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

令和８年１１月２７日提出

埼玉県羽生市長　斎　藤　万紀子